

[IBM BOB サービス約款]

クラウド環境における「IBM BOB サービス」の利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、日本アイ・ビー・エム株式会社をサービス提供者(ディストリビューター:株式会社イグアス)として提供されます。

[2] サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、別段の定めある場合を除き、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できる場合があるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象は、サービス明細に記載するものとします。

[4] 対象ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5] ライセンス

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。

[6] サポートサービス

- 1.サービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、次の URL に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされることがあります。
Web(サポートサイト)でのお問合せ:<https://www.ibm.com/support/pages/node/566125>
電話(IBM サービスライン):0120-34-0000 <https://www.ibm.com/downloads/cas/83YNQ56Z>
- 2.サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加／向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。

[8] サービス料金

1. 利用料

(1)サービスの料金は以下により構成されます。

- ①ユーザー(Authorized User)課金:ライセンスを付与するユーザー数に基づく固定料金
- ②年間プール型(Bobcoin)利用枠:契約当初に計画した利用量に応じてあらかじめ購入するトークン年間利用枠に対する固定料金
- ③Overage(超過)料金:②の利用枠を超過した際に、自動的に発生する従量課金料金

(2)前項①②の支払いは原則として年額一括払いとし、日割り計算はされないものとします。料金詳細は見積書、またはサービス明細に定めます。

(3)ユーザー(Authorized Use)の追加は契約期間中に可能とし、追加分は契約残期間に応じた月割とします。なお、ユーザー数の減少させた場合であっても、返金はありません。

(4)契約期間内に年間プール型利用枠(Bobcoin)を消費することが見込まれる場合、お客様は利用枠を追加購入することができます。追加購入した利用枠の有効期限は既存契約の満了日と同日となります。ただし、追加購入時の料金は残期間に応じた月割(日割)計算は行われず、購入単位ごとに定められた所定の料金が満額発生するものとします。

(5)お客様が前項の追加購入を行わずに年間プール型利用枠を超過した場合、サービスの利用は停止されず、超過分に対して自動的に Overage(超過)料金が発生します。Overage 料金は、クラウド事業者所定の単価にJBCC所定の手数料を加算した金額とし、月次でお客様に請求されます。なお、クラウド事業者の定めにより、1単位未満の超過であっても1単位分として切り上げて計算される場合があり、また、Overage の単価はクラウド事業者の定めにより契約期間中であっても変更される場合があります。なお、お客様は自己の責任において利用量の上限設定および Bobcoin の消費量の管理を行うものとします。

(6)購入された利用枠(Bobcoin)のうち、契約期間終了までに使用されなかった分は失効し、返金および次年度への繰り越しは一切ないものとします。

(7)利用料金または Overage 料金が支払期日までに支払われない場合、クラウド事業者およびJBCCは他の救済手段に加え何らの負担なくサービスの全部または一部の提供を直ちに停止することができるものとします。

2. その他料金

前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

3. 価格変動について

クラウド事業者による価格改定が行われる場合があるものとします。

[9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次の URL に定めるとおとしします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

<http://www.ibm.com/terms/?id=i126-5948> (General Terms for Cloud Offerings)

<https://www.ibm.com/support/customer/csol/terms/?id=i127-9285> (IBM Bob Service Description)

オプションサービス「IBM Bob Premium Package for i」には、上記に加え、下記の URL 所定の前提条件も適用されます。

<https://bob.ibm.com/docs/ide/premium-packages/bob-for-i/prerequisites>

[10] 契約期間

本サービスの契約期間は、以下のとおりとします。

- (1) 共通契約条項の定めにかかわらず、本サービスの契約期間は、原則としてサービス開始日（サブスクリプション開始日）から 1 年間とし、自動的に延長されることはないものとします。ただし、サービス明細ないし特記事項に別段の定めがある場合は当該定めの内容に従うものとします。
- (2) 契約期間後の継続利用を希望する場合、サービス提供者によるサービス提供が継続していることを条件に、契約期間満了日（サブスクリプション満了日）の 1 ヶ月前までに、次年度の契約を締結いただくものとします。当該期日までに次年度の契約が締結されない場合、契約期間満了日（サブスクリプション満了日）をもって本契約は終了します。